東京都大学サッカー連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、東京都大学サッカー連盟と称し、英文では Tokyo University Football Association(略称 JUFA Tokyo)と称する。 (事務所)

第2条 本連盟の事務所は、東京都文京区本郷3-10-15JFAハウス6階、公益財団法人東京都サッカー協会内に置く。

第2章 目的

(目的)

第3条 本連盟の活動は、加盟チームの協働のもと、大学サッカーの水準向上と普及に努めるとともに、学生の全人的な資質向上と、広く社会に貢献できる人材育成を目的とする。

(事業)

- 第4条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、以下の事業を行う。
 - (1) サッカーに係わる競技会の開催及び運営
 - (2) 東京都大学サッカー連盟選抜チームの編成及び、その強化事業
 - (3) サッカー競技及び審判、医科学に関する講習会
 - (4) その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第5条 本連盟の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第3章 組織

(組織)

- 第6条 本連盟は、公益財団法人日本サッカー協会加盟チーム規則第3条に基づく第一種の加盟チームであり、原則として東京都に所在する大学のチームで組織する。
 - 2 本連盟の加盟チームは、一般財団法人全日本大学サッカー連盟ならびに一般財団法人関東大学サッカー連盟に登録され、且つその統制 を受ける。

(加盟)

- 第7条 本連盟に加盟するチームは、指定された期日までに所定の加盟申請手続きを完了しなければならない。
 - 2 本連盟に新規加盟を希望するチームは、1月末までに理事長宛に書面にて加盟申請願を提出し、理事会の承認を得なければならない。 加盟条件に関しては、別に定める。

(退会)

第8条 本連盟から退会を希望するチームは、1月末までに理事長宛に書面にて退会願を提出し、理事会の承認を得なければならない。

第4章 評議員及び評議員会

(構成)

第9条 評議員は、本連盟加盟大学が各1名を選出する。ただし、評議員はチームの部長及びそれに準ずる役職の者とし、学生及び大学院生を 選出することはできない。

(任期)

第10条 評議員の任期は、本連盟の事業年度の1月1日より12月31日の1年間とし、重任かつ再任を妨げない。

(権限)

- 第11条 評議員会は、すべての評議員をもって構成され、次の事項について審議する最終議決機関とする。
 - (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2)予算及び決算の承認
 - (3)事業計画の承認
 - (4) 本連盟規約及び関連規則の改廃
 - (5) その他、評議員会で議決を要する重要な事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第13条 評議員会は、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
 - 2 評議員の3分の1以上が理由を示して、評議員会の開催を求めたときは、理事長は速やかに評議員会を招集しなければならない。
 - 3 評議員会を招集するときは、開催日の2週間前までに議題を各評議員に通告しなければならない。ただし、緊急を要する事案については 臨時に招集するときはこの限りではない。

(議長)

第14条 評議員会の議長は、開催の都度、その評議員会において出席した評議員の互選によって定める。

(定足数)

- 第15条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、開催することができない。
 - 2 評議員会に出席できない評議員は、委任状を評議員会の議長に提出することにより評議会に出席をしたものとみなす。
 - 3 議長は、評議員会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

(議決)

第16条 評議員会の議決は、委任状提出者を除く出席した評議員の過半数の同意をもって決する。

(議事録)

第17条 評議員会の議事については、議事録を書面又は電磁的記録のいずれかをもって作成し、議事の経過の概要と要領及びその結果を記載 又は記録して、評議員会の議長及び出席した評議員1名がこれに署名しなければならない。

(役員の出席)

第18条 第19条が定める役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

第5章 役員及び学生役員

(役員)

- 第19条 本連盟の業務の執行にあたり、以下の役員を置く。
 - (1) 理事長、副理事長、理事(常務理事を含む)
 - (2) 監事

(役員の選出)

- 第20条 理事長は、理事の互選によって選出する。
 - 2 副理事長は、理事会の同意を得て、理事の中から理事長が選出する。
 - 3 理事は、加盟大学チーム関係者のうちから、原則として1部リーグ3名以上、2部リーグ3名以上、チャレンジリーグ2名以上、並びに 若干名の学識経験者、有識者から選出する。
 - 4 監事は、理事会の決議を経て、選出する。

(役員の業務)

- 第21条 理事長は、本連盟を代表し、その業務を執行する。
 - 2 副理事長は、理事長の職務を補佐し、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、理事長代理として本連盟の業務を執行する。
 - 3 監事は、本連盟の業務及び会計、資産の監査を行う。

(役員の定員)

- 第22条 理事長1名、副理事長1名、理事を含め12名以上18名以内とする。
 - 2 監事は、1名以上とする。

(役員の任期)

- 第23条 役員の任期は、毎事業年度の1月1日より12月31日の1年間とする。ただし、重任かつ再任を妨げない。
 - 2 理事長及び副理事長の重任は、2回までとする。

(役員の交替)

- 第24条 役員の任期中に欠員が生じたときは、評議員会により新たな役員を選任する。
 - 2 前項により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(学牛幹事)

第25条 本連盟の業務の執行にあたり、学生幹事を置くことができる。

(学生幹事の選出)

- 第26条 学生幹事は、本連盟加盟チームの学生のうちから、理事会において承認された学生とする。
 - 2 理事及び学生幹事会より推薦された大学生等で、理事会において承認された学生とする。
 - 3 学生幹事長を必要に応じて置くことができる。学生幹事長は学生幹事の中から理事長が任命する。

(学生幹事の業務)

第27条 学生幹事は、第37条に定める委員会の実務を遂行する。

(学生幹事の定員)

第28条 学生幹事の定員は、定めない。

(学生幹事の任期)

第29条 学生幹事の任期は、毎事業年度の1月1日より12月31日の1年間とする。ただし、重任かつ再任を妨げない。

第6章 会議

(理事会)

- 第30条 理事会は、すべての理事をもって構成し、本連盟の意思決定及び業務執行機関とし、以下の事項を議決する。
 - (1) 理事会の議決を要する役員の推薦及び選出
 - (2) 本連盟の事業運営
 - (3) 事業報告及び決算
 - (4) 事業計画及び予算
 - (5) 賞罰の裁定
 - (6) 関東大学サッカー連盟及び関東各県大学サッカー連盟、並びに地域との連絡、協働

(開催)

第31条 理事会は、定時理事会とし、毎事業年度内の1ヶ月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
 - 2 理事の総数の3分の1以上が理由を示して理事会の開催を求めたとき、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長が務める。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長がこれに当たる。

(定足数)

- 第34条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開催することができない。
 - 2 理事会に出席できない理事は、委任状を理事長に提出することにより理事会に出席をしたものとみなす。理事会の議決権を行使することができる。

(議決)

第35条 理事会の議決は、出席理事の過半数の同意をもって決する。

(学生幹事の出席)

第36条 学生幹事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(委員会)

- 第37条 本連盟に、業務執行のため、別表の通り専門委員会を設置し、各分掌に応じた業務を行う。
 - 2 本連盟の事業に応じて、次の委員会を置く。
 - (1) 運営委員会は、本連盟及び各連盟への登録及び競技会への登録、運営等について、参加大学の運営委員と確認、調整にあたる。
 - (2) 規律委員会は、本連盟の本規約並びに関連規則に著しく違反する行為及び本連盟の名誉を著しく傷つける行為、又は 競技会における違反行為に対する調査と懲罰の決定を行い、理事会の承認を得なければならない。規律委員は、理事長を規律委員長 とし、常務理事(不在時は副理事長)、競技委員長の3名により構成される。
 - 3 理事会の決定により、必要に応じて暫定的にその他の委員会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

- 第38条 専門委員会には、委員長を1名置き、副委員長を必要に応じて置くことができる。
 - 2 委員長及び副委員長は、役員のうちから理事長が任命する。

(幹事会)

- 第39条 幹事会は、学生幹事により構成され、理事会とともに本連盟の業務を遂行する。
 - 2 幹事会の中に、本連盟の業務を遂行するため、委員会と同様の分掌を定める。

(その他の会議)

- 第40条 理事会は、監督会議及び必要に応じてその他の会議を置くことができる。
 - 2 監督会議は連盟および各種大会開催のための必要事項を伝達するために開催され、加盟大学は必ず出席しなければならない。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録のいずれかをもって作成し、議事の経過の概要と要領及びその結果を記載又は記録する。
 - 2 議事録は、以下の事項が記載されたものとする。
 - (1)会議の名称
 - (2)会議の日時及び場所
 - (3)会議に出席すべき人数及び出席者数
 - (4)会議に出席した者の氏名
 - (5) 議決の経緯の概要及びその結果

第7章 会計

(会費)

第42条 本連盟の加盟チームは、東京都大学サッカー連盟加盟大学規程第4条に定める会費を納付しなければならない。

(経費)

第43条 本連盟の経費は、以下に掲げるもので支弁する。

- (1) 本連盟加盟・運営費
- (2)公共団体により交付された補助金
- (3) 広告収入
- (4) 寄付金品
- (5)預金利子
- (6) その他の収入

(会計年度)

第44条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

第8章 附則

(改廃)

第45条 本規約並びに関連規則は、理事会の議決を経て、評議員会の承認を必要とする。

(制定)

第46条 本規約は、昭和43年9月9日に制定・施行する。

(改正)

平成 2年 8月21日改正

平成 5年 4月27日改正

平成 9年 4月25日改正

平成20年 4月24日改正

平成23年 4月21日改正

平成24年12月23日改正

平成25年 4月19日改正

平成26年 4月17日改正

平成27年 4月 4日改正

平成29年 3月25日改正

令和 2年 3月 9日改正

令和 3年 8月 9日改正

別表 (第37条 専門委員会)

委員会	分掌
総務委員会	・本連盟及び各連盟への登録及び競技会への登録に関する業務・各種規程に関する管理、立案・会計及び財務に係る業務・予算案及び決算書類の作成
競技委員会	・本連盟事業にある競技会開催のための開催要項制定および競技日程の設定・各試合担当審判員の決定、審判員派遣のための東京都サッカー協会との調整・審判員のための講習会および研修会の運営・各チームユニフォームの管理
広報委員会	・本連盟内外に対して行う広報活動 ・本連盟の活動に関する情報の収集及び提供、管理 ・本連盟支援団体、関連団体への渉外 ・ホームページの管理及び運用

- ※専門委員会の所属に限らず、理事長及び常務理事、委員長、学生幹事長は次の業務を行う。
- (1) 理事会の運営
- (2) 各委員会間の連携、調整
- (3) 学生幹事会の運営
- (4) 各種研修、外部団体との連携
- (5) 各試合運営に関わる業務取りまとめ
- (6) 連盟主導運営試合における各種調整
- (7)表彰式企画、運営

東京都大学サッカー連盟 組織図

